

発議第9号

三島市議会議会改革検討特別委員会の設置について

三島市議会委員会条例第4条の規定により、下記の特別委員会を設置する。

記

- 1 名 称 三島市議会議会改革検討特別委員会
- 2 委員の定数 8人
- 3 目 的 地方分権時代に対応した議会機能の充実、議会運営の効率化等
について調査・検討する。
- 4 期 間 調査終了まで

平成25年6月25日提出

発議者 三島市議会全議員